

株式会社ノザワールド「(仮称)NW福島CC太陽光発電所設置事業
環境影響評価準備書」に対する勧告について

令和4年5月12日
経済産業省
商務情報政策局
産業保安グループ

本日、電気事業法第46条の14第1項の規定に基づき、「(仮称)NW福島CC太陽光発電所設置事業環境影響評価準備書」について、株式会社ノザワールドに対し、環境の保全の観点から勧告を行った。勧告の内容は別紙のとおり。

また、併せて同条第4項の規定に基づき、福島県知事からの意見を勘案するよう、その写しを送付した。

(参考) 当該地点の概要

1. 計画概要

場 所：福島県福島市

原動力の種類：太陽電池

出 力：44,000kW(直流)、35,000kW(交流)

2. これまでの環境影響評価に係る手続

<環境影響評価方法書>

環境影響評価方法書受理	令和2年11月25日
住民意見の概要等受理	令和3年1月26日
経済産業大臣通知発出	令和3年5月20日

(注) 本事業は、第2種事業に該当するが、事業者が環境影響評価法(平成9年法律第81号)第4条第6項の規定に基づき、経済産業大臣による第2種事業についての判定を受けることなく、同法の規定による環境影響評価その他の手続を行ったものである。

<環境影響評価準備書>

環境影響評価準備書受理	令和3年8月30日
住民意見の概要等受理	令和3年10月22日
福島県知事意見受理	令和4年3月7日
環境大臣意見受理	令和4年3月10日
経済産業大臣勧告発出	令和4年5月12日

問合せ先：電力安全課 沼田、江藤

電話：03-3501-1742(直通)

1. 総論

事業実施に当たっては、以下の取組を行うこと。

○事後調査等について

(1) 事後調査及び環境監視を適切に実施すること。また、その結果を踏まえ、必要に応じて、追加的な環境保全措置を講ずること。

(2) 上記の追加的な環境保全措置の具体化に当たっては、これまでの調査結果及び専門家等の助言を踏まえて、措置の内容が十分なものとなるよう客観的かつ科学的に検討すること。

(3) 事後調査により本事業による環境影響を分析し、判明した環境の状況に応じて講ずる環境保全措置について、検討の過程、内容、効果及び不確実性の程度について報告書として取りまとめ、公表すること。また、環境監視の結果、追加的な環境保全措置を講じた場合にも、可能な限り報告書に取りまとめ、公表に努めること。

2. 各論

○廃棄物等について

本事業は、大規模な太陽電池発電設備の設置が計画されている。このため、太陽電池発電設備の処分等に当たっては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）等の関係法令や「太陽光発電設備のリサイクル等の推進に向けたガイドライン（第二版）」（平成30年12月環境省）等を確認し、太陽電池発電設備中の有害物質の含有状況を把握した上で、適切な保守点検及び維持管理を行い、可能な限りリユースすることにより、廃棄物の発生抑制に努めること。やむを得ず廃棄物となるものについては、可能な限りリサイクルするなど、適正な処理を行う計画とすること。

以上の措置を適切に講ずるとともに、その旨を評価書に記載すること。